

共 済 年 金 の 種 類 に つ い て

～皆さんが加入している共済年金には、大きく分けて3つの種類があります～

◆ 共済年金には、つぎの①～③の3つの種類があります。

- ① **退職共済年金**（公務員として勤務し年金を受給できる年齢に達した場合）
- ② **障害共済年金**（在職中の病気やケガがもとで障害の状態になった場合）
- ③ **遺族共済年金**（組合員及び年金受給者等が死亡した場合）

（注）これらの年金の受給権発生には、一定の条件が必要になります。また、①～③すべての年金の受給権があっても同時に受け取れるわけではありません。

【これらの年金の概要について】

① 退職共済年金

組合員期間等が25年以上あり、かつ65歳以上となったときに支給される年金です。

本来65歳から支給されるものですが、一定の条件を満たしていれば、65歳未満でも「特例による退職共済年金」を受けることができます。

「特例による退職共済年金」は、組合員期間が1年以上あり、公的年金加入期間が25年以上ある組合員の方が、60歳から64歳（生年月日によって年金の支給開始年齢が定められています。）になったとき支給されます。

年金額は、在職時の給与や勤続年数によって決定され、公務員として在職中である間は、原則、年金の支給は停止となります。（ただし、給与額等に応じて一部支給される場合があります。）

② 障害共済年金

在職中の病気やケガによって、障害の状態となったときに支給される年金です。

公務員として在職している間に初診日のある傷病により、障害等級が1級から3級の障害の状態になったときに該当します。（ただし、身体障害者手帳の等級とは別に判断されます。）

なお、公務員として在職中である間は、原則、年金の支給は停止となります。（ただし、給与額等に応じて一部支給される場合があります。）

③ 遺族共済年金

公務員として在職中、または退職された後に死亡されたとき、その方によって生計を維持されていた遺族に支給される年金です。

遺族とは、配偶者、子、父母、孫、祖父母で、死亡された当時の生計維持関係によって遺族として認定されます。

なお、遺族の年齢や収入金額によっては遺族に該当しない場合や支給停止となる場合があります。

※ 上記については、「平成23年度版共済組合ミニガイド」p.16～p.19をご覧ください。

* 次回は、「退職共済年金の詳細について」ご案内する予定です。